

「農業経営 収入保険」保険料の一部を補助します

宮古市では、農業経営の安定化を図るため、岩手県農業共済組合が取扱う
「農業経営 収入保険」保険料の一部を補助します。

1 補助対象者

住所を有する農業者、集落営農組合、農業法人

2 補助内容

農業経営収入保険（保険期間：令和7年分（令和6年1～12月契約成立分））の
保険料 自己負担分の30% ※ 積立金・付加保険料は対象外

3 申請方法等

「農業経営 収入保険」加入時に 宮古市 に 参加申出書 を提出ください。（農済經由可）

（参加申出書 は、初年度のみ提出が必要となり、翌年度以降、
市予算が措置された場合は、継続して参加を申し出るものとなっています。）

「保険料 補助金」は、岩手県農業共済組合 から、登録口座に振り込まれます。

4 加入の流れ

時 期	<u>農業経営 収入保険</u>	<u>保険料 補助金</u>
保険期間前 (令和6年1～12月)	☐ <u>農業共済組合</u> に 加入届出・保険料等 納付	☐ <u>宮古市</u> に <u>参加申出書</u> を提出
保険期間 (令和7年)	☐ <u>農業経営 収入保険</u> 保険期間（1年間）	☐ <u>農業共済組合</u> から <u>補助金 支払い</u> （2～3月）

※ 補助金 納入時の 振込通知はありません ので、予めご了承ください。

※ 保険期間は、加入者の「税の算定期間」のため、加入時期は個人毎に異なります。

5 その他

※ 「農業経営 収入保険」の加入は、青色申告をしていることが条件です。

【 問い合わせ 】

農業経営 収入保険 : 岩手県農業共済組合 県北基幹センター TEL 019-601-7491

保険料 補助金 : 宮古市役所 産業振興部 農林課 TEL 0193-68-9094